



鳥取県公報

平成14年10月11日(金)

号外第143号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則(96)(経営支援課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県農業改良資金貸付規則

第 1 総則

1 目的(第1条関係)

この規則は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方法を導入することを支援するため、県が農業者等に対して農業改良資金を貸し付け、又は農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対して当該貸付けに必要な資金を貸し付け、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とすることとした。

2 定義(第2条関係)

この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

(1) 農業者等 農業者又は農業者の組織する団体で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 農業経営基盤強化促進法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律又は果樹農業振興特別措置法の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)

イ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の認定就農者であって、農業経営開始後5年以内であり、かつ、同法の認定後10年以内のもの

ウ ア及びイに掲げる者以外の農業者であって、知事が別に定める要件を満たすもの

エ 法人格を有しない団体であって、アからウまでに掲げる者が構成員の過半数であることその他知事が別に定める要件を満たすもの

オ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の認定を受けた者(同法に規定する認定導入計画に従って同法に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。別表において「特定認定農業者」という。)

(2) 融資機関 農業改良資金助成法(以下「法」という。)に規定する融資機関をいう。

(3) 農業改良資金 法に規定する農業改良資金をいう。

3 貸付資格の認定の申請(第3条関係)

(1) 県又は融資機関から農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、法に規定する農業改良措置(以下「農業改良措置」という。)に関する計画を作成し、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければならないこととした。

(2) (1)の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととした。

ア 農業改良措置の目標

イ 農業改良措置の内容及び実施時期

ウ 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

- (3)(1)の認定を受けようとする者は、個人にあっては氏名及び住所、法人その他の団体にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書に同項の計画その他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。

第2 農業者等貸付金

1 貸付け(第4条関係)

県は、予算の範囲内において、別表の左欄に掲げる農業改良資金を、それぞれ同表の右欄に定める者に貸し付けることとした。

2 限度額等(第5条関係)

- (1) 1により貸し付けられる農業改良資金(以下第2において「農業者等貸付金」という。)の一農業者等ごとの限度額は、次のとおりとすることとした。ただし、認定農業者以外の者にあっては、農業改良措置を実施するのに必要な経費の額の100分の80に相当する額と次に掲げる額のいずれか低い額とすることとした。

ア 個人 1,800万円

イ 法人その他の団体 5,000万円

- (2) 農業者等貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期間とすることとした。この場合において、償還期間には、据置期間を含むものとする事とした。

区 分	償還期間	据置期間
(1) 法第5条第1項に規定する特定地域資金	12年以内	5年以内
(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令に規定する資金	12年以内	3年以内
(3)(1)及び(2)に掲げる資金以外の資金	10年以内	3年以内

3 利率(第6条関係)

農業者等貸付金は、無利子とすることとした。

4 償還方法(第7条関係)

農業者等貸付金の償還は、償還期間が1年以内の農業者等貸付金にあっては一時払の方法、その他の農業者等貸付金にあっては均等年賦支払の方法によるものとする事とした。ただし、農業者等貸付金の貸付けを受けた者(以下第2において「借受者」という。)は、繰上償還をすることができることとした。

5 担保又は保証人(第8条関係)

- (1) 農業者等貸付金の貸付けを受けようとする者(以下第2において「貸付申請者」という。)は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならないこととした。
- (2) 貸付申請者が農業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによって利益を受ける者が連帯保証人とならなければならないこととした。

6 貸付けの申請(第9条関係)

貸付申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。この場合において、当該申請書の提出は、第1の3の(3)による申請と併せて行うものとする事とした。

ア 個人にあっては氏名及び住所、法人その他の団体にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

イ 貸付けを受けようとする金額

ウ 担保及び連帯保証人の別並びに担保にあっては、その種類
エ アからウまでに掲げるもののほか知事が必要と認める事項

7 貸付けの決定（第10条関係）

- (1) 知事は、6による申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うこととした。
- (2) 知事は、(1)により貸付けの決定をしたときは、その旨を貸付申請者に通知するものとする事とした。貸付けをしないと決定したときも、同様とする事とした。

8 借用証書（第11条関係）

7の(1)により貸付けの決定を受けた者は、農業改良資金借用証書を知事に提出しなければならないこととした。

9 事業内容の変更（第12条関係）

借受者は、農業者等貸付金の貸付けの対象となる事業（以下第2において「貸付対象事業」という。）の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農業改良資金事業内容変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこととした。

10 事業の中止等（第13条関係）

借受者は、貸付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、農業改良資金事業中止等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこととした。

11 事業未完了の報告（第14条関係）

借受者は、貸付金の貸付け後3月以内（別表第2号、第3号、第7号、第8号及び第11号に掲げる資金のうち、当該期間内に当該資金に係る事業を完了することが困難であるものとして知事が定めるもの（第3の11において「特定資金」という。）にあっては、第1の3の(1)の計画に定める完了期限まで）に貸付対象事業を完了することができないときは、農業改良資金事業未完了報告書を知事に提出しなければならないこととした。

12 事業完了の報告（第15条関係）

- (1) 借受者は、貸付対象事業を完了したときは、その日から30日以内に、農業改良資金事業完了報告書に当該貸付対象事業に係る支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。
- (2) 別表第7号に掲げる資金の貸付けを受けた者は、(1)の報告書と併せて研修修了報告書を知事に提出しなければならないこととした。

13 報告の要求（第16条関係）

知事は、必要があると認めるときは、借受者に対し貸付対象事業の実施状況等に関し報告をさせることができることとした。

14 指示（第17条関係）

借受者は、11、12又は13による報告に基づき知事が農業者等貸付金の貸付けの目的を達成させるため必要な指示をしたときは、これに従わなければならないこととした。

15 事業財産の処分等の制限（第18条関係）

- (1) 借受者は、農業者等貸付金の全部を償還するまでの間は、貸付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を農業者等貸付金の貸付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこととした。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでないこととした。
- (2) (1)のただし書の承認を受けようとする者は、農業改良資金事業財産処分等承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。

16 一時償還（第19条関係）

知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、2の(2)及び4にかかわらず、当該借受者に対し、農業者等貸付金の全部又は一部につき、支払期日前の一時償還を請求することができること

とした。

- (1) 農業者等貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 償還金の支払を怠ったとき。
- (4) 債権の保全が著しく困難になるおそれがあると認められるとき。
- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、正当な理由なく貸付けの条件に違反したとき。

17 支払の猶予(第20条関係)

知事は、次に掲げる理由により農業者等貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができることとした。

- (1) 災害
- (2) 借受者(法人その他の団体であるときは、その団体を構成する農業者)又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

18 支払猶予の申請(第21条関係)

17による償還金の支払の猶予を受けようとする者(19において「猶予申請者」という。)は、支払期日の30日前までに農業改良資金支払猶予申請書に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。

19 支払猶予の決定(第22条関係)

- (1) 知事は、18の申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、支払の猶予をすることが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定を行うものとする事とした。
- (2) 知事は、(1)により支払の猶予の決定をしたときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする事とした。支払を猶予しないと決定したときも、同様とする事とした。

20 違約金(第23条関係)

- (1) 知事は、借受者が支払期日までに償還金又は16により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする事とした。
- (2) 知事は、16(1)(2)又は(5)に該当したこと(16(5)に該当した場合にあっては、知事が別に定める重要な条件に違反した場合に限る。)を理由として16により借受者に貸付金の一時償還の請求をした場合には、当該一時償還に係る金額につき年12.25パーセントの割合をもって貸付けの日から支払期日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする事とした。
- (3) (1)及び(2)に定める違約金の額の計算につき(1)及び(2)に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする事とした。

21 事務の委託(第24条関係)

知事は、農業者等貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を鳥取県信用農業協同組合連合会に委託することとした。

第3 融資機関貸付金

1 貸付け(第25条関係)

県は、予算の範囲内において、第2に準じて農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けるものとする事とした。

2 償還期間等(第26条関係)

1により融資機関に貸し付けられる資金(以下「融資機関貸付金」という。)の償還期間は13年以内とし、据置期間は6年以内とする事とした。この場合において、償還期間には、据置期間を含むものとする事とした。

3 利率(第27条関係)

融資機関貸付金は、無利子とすることとした。

4 償還方法（第28条関係）

融資機関貸付金の償還は、償還期間が1年以内の融資機関貸付金にあっては一時払の方法、その他の融資機関貸付金にあっては均等年賦支払の方法によるものとする事とした。ただし、融資機関貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、繰上償還をすることができる事とした。

5 担保（第29条関係）

融資機関貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、知事が必要であると認めるときは、担保を提供しなければならない事とした。

6 貸付けの申請（第30条関係）

(1) 貸付申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない事とした。

ア 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

イ 貸付けを受けようとする金額

(2) (1)の申請書には、貸付申請者から農業改良資金の貸付けを受けようとする者から提出された当該貸付けに係る申請書の写しその他知事が必要と認める書類を添付しなければならない事とした。

7 貸付けの決定（第31条関係）

(1) 知事は、6の(1)による申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、貸し付けることが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行うものとする事とした。

(2) 知事は、(1)により貸付けの決定をしたときは、その旨を貸付申請者に通知するものとする事とした。貸付けをしないと決定したときも、同様とする事とした。

8 借用証書（第32条関係）

7の(1)により貸付けの決定を受けた者は、融資機関貸付金借用証書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない事とした。

ア 借受者が農業改良資金の貸付けを受けた者（以下「借受農業者等」という。）に交付した当該貸付けに係る決定の通知書の写し

イ 借受農業者等から提出された農業改良資金の償還に関する計画書の写し

9 事業内容の変更（第33条関係）

借受者は、融資機関貸付金の貸付けの対象となる農業改良資金の貸付事業（10において「貸付事業」という。）の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、融資機関貸付金貸付事業内容変更承認申請書に変更をしようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない事とした。

10 事業の中止等（第34条関係）

借受者は、貸付事業を中止し、又は廃止しようとするときは、融資機関貸付金貸付事業中止等承認申請書に中止又は廃止をしようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない事とした。

11 対象事業の未完了の報告（第35条関係）

借受者は、借受農業者等が借受者の農業改良資金の貸付け後3月以内（特定資金にあっては、第1の3の(1)の計画に定める完了期限まで）に当該農業改良資金の貸付けの対象となる事業（36において「対象事業」という。）を完了することができないときは、その旨を知事に報告しなければならない事とした。

12 対象事業の完了の報告（第36条関係）

借受者は、借受農業者等が対象事業を完了したときは、速やかに融資機関貸付金対象事業完了報告書に借受農業者等から提出された対象事業を完了した旨の報告書の写しを添付して知事に提出しなければならない事とした。

13 支払の猶予（第37条関係）

知事は、次に掲げる場合には、償還金の支払を猶予することができることとした。

(1) 災害又は借受農業者等(法人その他の団体であるときは、その団体を構成する農業者)若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷を理由として、借受農業者等に対して農業改良資金に係る償還金の支払の猶予を行った場合。

(2) 地方自治法施行令に定める履行機関を延長する特約又は処分をすることができる場合に該当する場合。

14 支払猶予の申請(第38条関係)

13による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、支払期日の30日前までに融資機関貸付金支払猶予申請書に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。

15 準用(第39条関係)

第2の13、14、16、19及び20は、融資機関貸付金についても同様とすることとした。

第4 雑則

この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

第5 施行期日等

(1) この規則は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則をここに公布する。

平成14年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第96号

鳥取県農業改良資金貸付規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和60年鳥取県規則第40号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条 - 第3条)

第2章 農業者等貸付金(第4条 - 第24条)

第3章 融資機関貸付金(第25条 - 第39条)

第4章 雑則(第40条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事

業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方法を導入することを支援するため、県が農業者等に対して農業改良資金を貸し付け、又は農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対して当該貸付けに必要な資金を貸し付け、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者等 農業者又は農業者の組織する団体で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)

イ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第2条第2項に規定する認定就農者であって、農業経営開始後5年以内であり、かつ、同法第4条第1項の認定後10年以内のもの

ウ ア及びイに掲げる者以外の農業者であって、知事が別に定める要件を満たすもの

エ 法人格を有しない団体であって、アからウまでに掲げる者が構成員の過半数であることその他知事が別に定める要件を満たすもの

オ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第1項の認定を受けた者(同法第5条第2項に規定する認定導入計画に従って同法第2条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。別表において「特定認定農業者」という。)

(2) 融資機関 農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する融資機関をいう。

(3) 農業改良資金 法第2条に規定する農業改良資金をいう。

(貸付資格の認定の申請)

第3条 県又は融資機関から農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、法第2条に規定する農業改良措置(以下「農業改良措置」という。)に関する計画を作成し、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 農業改良措置の目標

(2) 農業改良措置の内容及び実施時期

(3) 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 第1項の認定を受けようとする者は、個人にあつては氏名及び住所、法人その他の団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書に同項の計画その他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

第2章 農業者等貸付金

(貸付け)

第4条 県は、予算の範囲内において、別表の左欄に掲げる農業改良資金を、それぞれ同表の右欄に定める者に貸し付けるものとする。

(限度額等)

第5条 前条の規定により貸し付けられる農業改良資金(以下この章において「農業者等貸付金」という。)の一農業者等ごとの限度額は、次のとおりとする。ただし、認定農業者以外の者にあつては、農業改良措置を実施するのに必要な経費の額の100分の80に相当する額と次に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1) 個人 1,800万円

(2) 法人その他の団体 5,000万円

2 農業者等貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右

欄に定める期間とする。この場合において、償還期間には、据置期間を含むものとする。

区 分	償還期間	据置期間
(1) 法第5条第1項に規定する特定地域資金	12年以内	5年以内
(2) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律施行令 (平成11年政令第334号)第1項に規定する資金	12年以内	3年以内
(3) 前2号に掲げる資金以外の資金	10年以内	3年以内

(利率)

第6条 農業者等貸付金は、無利子とする。

(償還方法)

第7条 農業者等貸付金の償還は、償還期間が1年以内の農業者等貸付金にあっては一時払の方法、その他の農業者等貸付金にあっては均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、農業者等貸付金の貸付けを受けた者(以下この章において「借受者」という。)は、繰上償還をすることができる。

(担保又は保証人)

第8条 農業者等貸付金の貸付けを受けようとする者(以下この章において「貸付申請者」という。)は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付申請者が農業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによって利益を受ける者が連帯保証人とならなければならない。

(貸付けの申請)

第9条 貸付申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書の提出は、第3条第3項の規定による申請と併せて行うものとする。

(1) 個人にあっては氏名及び住所、法人その他の団体にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 貸付けを受けようとする金額

(3) 担保及び連帯保証人の別並びに担保にあっては、その種類

(4) 前3号に掲げるもののほか知事が必要と認める事項

(貸付けの決定)

第10条 知事は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、その旨を貸付申請者に通知するものとする。貸付けをしないと決定したときも、同様とする。

(借用証書)

第11条 前条第1項の規定により貸付けの決定を受けた者は、農業改良資金借用証書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第12条 借受者は、農業者等貸付金の貸付けの対象となる事業(以下この章において「貸付対象事業」という。)の内容の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農業改良資金事業内容変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止等)

第13条 借受者は、貸付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、農業改良資金事業中止等承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業未完了の報告)

第14条 借受者は、貸付金の貸付け後3月以内（別表第2号、第3号、第7号、第8号及び第11号に掲げる資金のうち、当該期間内に当該資金に係る事業を完了することが困難であるものとして知事が定めるもの（第35条において「特定資金」という。）にあっては、第3条第1項の計画に定める完了期限まで）に貸付対象事業を完了することができないときは、農業改良資金事業未完了報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（事業完了の報告）

第15条 借受者は、貸付対象事業を完了したときは、その日から30日以内に、農業改良資金事業完了報告書（様式第5号）に当該貸付対象事業に係る支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 別表第7号に掲げる資金の貸付けを受けた者は、前項の報告書と併せて研修修了報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（報告の要求）

第16条 知事は、必要があると認めるときは、借受者に対し貸付対象事業の実施状況等に関し報告をさせることができる。

（指示）

第17条 借受者は、前3条の規定による報告に基づき知事が農業者等貸付金の貸付けの目的を達成させるため必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

（事業財産の処分等の制限）

第18条 借受者は、農業者等貸付金の全部を償還するまでの間は、貸付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を農業者等貸付金の貸付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けようとする者は、農業改良資金事業財産処分等承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（一時償還）

第19条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第2項及び第7条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、農業者等貸付金の全部又は一部につき、支払期日前の一時償還を請求することができる。

- （1）農業者等貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- （2）虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- （3）償還金の支払を怠ったとき。
- （4）債権の保全が著しく困難になるおそれがあると認められるとき。
- （5）前各号に掲げる場合のほか、正当な理由なく貸付けの条件に違反したとき。

（支払の猶予）

第20条 知事は、次に掲げる理由により農業者等貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

- （1）災害
- （2）借受者（法人その他の団体であるときは、その団体を構成する農業者）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

（支払猶予の申請）

第21条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者（次条において「猶予申請者」という。）は、支払期日の30日前までに農業改良資金支払猶予申請書（様式第8号）に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

（支払猶予の決定）

第22条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、支払の猶予をすることが適当で

あると認めるときは、支払の猶予の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定をしたときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。支払を猶予しないと決定したときも、同様とする。

(違約金)

第23条 知事は、借受者が支払期日までに償還金又は第19条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 2 知事は、第19条第1号、第2号又は第5号に該当したこと(同条第5号に該当した場合にあっては、知事が別に定める重要な条件に違反した場合に限る。)を理由として同条の規定により借受者に貸付金の一時償還の請求をした場合には、当該一時償還に係る金額につき年12.25パーセントの割合をもって貸付けの日から支払期日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 3 前2項に定める違約金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(事務の委託)

第24条 知事は、農業者等貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を鳥取県信用農業協同組合連合会に委託する。

第3章 融資機関貸付金

(貸付け)

第25条 県は、予算の範囲内において、前章の規定に準じて農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けるものとする。

(償還期間等)

第26条 前条の規定により融資機関に貸し付けられる資金(以下「融資機関貸付金」という。)の償還期間は13年以内とし、据置期間は6年以内とする。この場合において、償還期間には、据置期間を含むものとする。

(利率)

第27条 融資機関貸付金は、無利子とする。

(償還方法)

第28条 融資機関貸付金の償還は、償還期間が1年以内の融資機関貸付金にあっては一時払の方法、その他の融資機関貸付金にあっては均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、融資機関貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、繰上償還をすることができる。

(担保)

第29条 融資機関貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、知事が必要であると認めるときは、担保を提供しなければならない。

(貸付けの申請)

第30条 貸付申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 貸付けを受けようとする金額

- 2 前項の申請書には、貸付申請者から農業改良資金の貸付けを受けようとする者から提出された当該貸付けに係る申請書の写しその他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(貸付けの決定)

第31条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、その旨を貸付申請者に通知するものとする。貸付けをしないと決定したときも、同様とする。

(借用証書)

第32条 前条第1項の規定により貸付けの決定を受けた者は、融資機関貸付金借用証書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 借受者が農業改良資金の貸付けを受けた者(以下「借受農業者等」という。)に交付した当該貸付けに係る決定の通知書の写し

(2) 借受農業者等から提出された農業改良資金の償還に関する計画書の写し

(事業内容の変更)

第33条 借受者は、融資機関貸付金の貸付けの対象となる農業改良資金の貸付事業(次条において「貸付事業」という。)の内容の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、融資機関貸付金貸付事業内容変更承認申請書(様式第10号)に変更をしようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止等)

第34条 借受者は、貸付事業を中止し、又は廃止しようとするときは、融資機関貸付金貸付事業中止等承認申請書(様式第11号)に中止又は廃止をしようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(対象事業の未完了の報告)

第35条 借受者は、借受農業者等が借受者の農業改良資金の貸付け後3月以内(特定資金にあっては、第3条第1項の計画に定める完了期限まで)に当該農業改良資金の貸付けの対象となる事業(次条において「対象事業」という。)を完了することができないときは、その旨を知事に報告しなければならない。

(対象事業の完了の報告)

第36条 借受者は、借受農業者等が対象事業を完了したときは、速やかに融資機関貸付金対象事業完了報告書(様式第12号)に借受農業者等から提出された対象事業を完了した旨の報告書の写しを添付して知事に提出しなければならない。

(支払の猶予)

第37条 知事は、次に掲げる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(1) 災害又は借受農業者等(法人その他の団体であるときは、その団体を構成する農業者)若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷を理由として、借受農業者等に対して農業改良資金に係る償還金の支払の猶予を行った場合

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の6第1項各号のいずれかに該当する場合

(支払猶予の申請)

第38条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、支払期日の30日前までに融資機関貸付金支払猶予申請書(様式第13号)に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(準用)

第39条 第16条、第17条、第19条、第22条及び第23条の規定は、融資機関貸付金について準用する。

第4章 雑則

第40条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

資 金 の 種 類	貸付対象者
1 施設の改良、造成又は取得に必要な資金	農業者等
2 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金	
3 家畜の購入又は育成に必要な資金	
4 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金	
5 農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金	
6 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金	
7 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金	
8 品種の転換を行うのに必要な資金	認定農業者
9 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金	
10 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金	
11 前各号に掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費、資材費、雇用に要する費用並びに機械及び施設の修理費(農業改良措置の導入の初期的段階に係る経費に限る。)に充てるのに必要な資金	認定農業者及び 特定認定農業者

様式第1号(第11条関係)

収入印紙
はり付け
欄

(表面)

農業改良資金借用証書

1 借受条件等

貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	第 号

借 受 金 額	円
資 金 の 使 途	
利 率	無利子
最 終 償 還 期 日	年 月 日
支 払 場 所	
備 考	

2 償還計画

償 還 期 日	償 還 金 額	残 高	備 考
第 回 年 月 日	円	円	
第 回 年 月 日	円	円	
第 回 年 月 日	円	円	
第 回 年 月 日	円	円	
第 回 年 月 日	円	円	
第 回 年 月 日	円	円	
第 回 年 月 日	円	円	
第 回 年 月 日	円	円	
第 回 年 月 日	円	円	
第 回 年 月 日	円	円	
第 回 年 月 日	円	円	

本日上記のとおり農業改良資金を借用しました。については、鳥取県農業改良資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は償還期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

職 氏 名 様

住所
 (法人その他の団体にあつては、
 主たる事務所の所在地)
 借受者 氏名 ㊟
 (法人その他の団体にあつては、
 名称及び代表者の氏名)

上記資金の借受けにつき、鳥取県農業改良資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
 氏名 ㊟

(裏面)
特約条項

(一時償還)

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をしたときには、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れの際、又はその借入れ後の借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は精算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良、造成、復旧又は取得された施設(土地を含む。)が他に譲渡若しくは転用されたとき又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が鳥取県農業改良資金貸付規則若しくはこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認められたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合又は対象事業の変更、中止若しくは廃止をする場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは物上保証人(以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合

(調査)

第4条 乙は、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便宜を提供する。

2 乙及び丁は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、担保物件に立ち入ること等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したことを理由として甲から一時償還の請求をされた場合には、当該一時償還に係る金額につき年12.25パーセントの割合をもって貸付けの日から支払期日までの日数により計算した違約金を甲に支払う。

3 乙は、農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、第1項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。

- 2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。
- 3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為を行わない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間においてどのように決定されても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

第14条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき鳥取県を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第2号(第12条関係)

(表面)

農業改良資金事業内容変更承認申請書

職 氏 名 様

貸付対象事業の内容の変更の承認を受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第12条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

住所

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

申請者

氏名

印

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

記

1 借受状況

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額
年 月 日	第 号	円

2 変更内容

	当初計画		変更後の計画		増減
	事業内容	事業費(A)	事業内容	事業費(B)	(B)-(A)
事業計画		円		円	円
	計	円	計	円	円
資金計画	農業改良資金	円	農業改良資金	円	円
	その他	円	その他	円	円
	計	円	計	円	計 円

3 変更理由

4 償還計画の変更の内容

裏面に記載のとおり

様式第3号(第13条関係)

農業改良資金事業中止等承認申請書

職 氏 名 様

貸付対象事業の中止(廃止)の承認を受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第13条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

住所

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

申 請 者 氏 名

㊞

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

記

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
中止等予定年月日		年 月 日
中止等の理由		
事業進ちょく状況		
中止等をした後の措置		

様式第4号(第14条関係)

農業改良資金事業未完了報告書

職 氏 名 様

貸付対象事業を完了期限までに完了することができないので、鳥取県農業改良資金貸付規則第14条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

住所
 (法人その他の団体にあつては、
 主たる事務所の所在地)
 報告者 氏名 (印)
 (法人その他の団体にあつては、
 名称及び代表者の氏名)

記

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
借 受 年 月 日	年 月 日	
借 受 金 額	円	
完 了 期 限	年 月 日	
完 了 見 込 年 月 日	年 月 日	
完 了 期 限 ま で に 完 了 で き な い 理 由		
事 業 進 ち ょ く 状 況		

様式第5号(第15条関係)

農業改良資金事業完了報告書

職 氏 名 様

貸付対象事業を完了したので、鳥取県農業改良資金貸付規則第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

住所

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

申請者 氏名

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

㊦

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	借受年月日	借受金額
年 月 日	第 号	年 月 日	円

2 事業実施状況

事業着手 年月日	年 月 日			事業完了 年月日	年 月 日			計画と実績 との相違点 とその理由
事業計画				事業実績				
内容	数量	単価	金額	内容	数量	単価	支払金額	領収書等 番号
		円	円			円	円	
合 計		円	円	合 計		円	円	

添付書類

一連番号を付した領収書その他支出を証すべき書類

注1 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要(事業計画の変更の承認を受けている場合にあっては、当該承認後の事業計画の概要)を記入すること。

2 事業計画欄及び事業実績欄には、貸付対象の機械及び施設の名称、型式及び規格、資材の名称、数量及び単価等を詳細に記入すること。

3 領収書等番号欄には、添付した領収書その他支出を証すべき書類に付した番号を記入すること。

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		農業改良資金	自己資金	その他
計 画	円	円	円	円
実 績	円	円	円	円

注 複数の者が共同で資金を借り受けた場合には、各個人のそれぞれの資金調達の実績を示した書面を添付すること。

様式第6号(第15条関係)

研修修了報告書

職 氏 名 様

研修を修了したので、農業改良資金貸付規則第15条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

住所

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

報告者 氏名 (印)

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

記

1 研修の名称

2 研修の期間 年 月 日から 年 月 日まで
(日間)

研修機関等の確認

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏名 (印)

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

注 「研修機関等の確認」欄については、国内における研修を修了した場合にあつては研修を実施した機関又は農家の、海外における研修を修了した場合にあつては派遣した機関の確認を受けること。

様式第7号(第18条関係)

農業改良資金事業財産処分等承認申請書

職 氏 名 様

事業財産の処分等の承認を受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第18条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

住所

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

申請者 氏名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

記

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
借 受 金 額		円
完 了 年 月 日		年 月 日
償 還 期 間	年 月 日から	年 月 日まで(回)
償 還 済 額		円(回分)
未 償 還 額		円(回分)
処分等に係る事業財産		
処分等の内容		
処分等予定年月日		年 月 日
処分等をする理由		

様式第8号(第21条関係)

農業改良資金支払猶予申請書

職 氏 名 様

償還金の支払の猶予を受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第21条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

住所

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

申請者

氏名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

連帯保証人

住所

氏名 ㊟

記

貸付決定	年月日	年 月 日					
	番号	第 号					
借 受 金 額		円					
		償 還 期 日				償 還 額	
当 初 の 償 還 方 法	償 還 済 分	第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
	未 償 還 分	第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
猶 予 後 の 償 還 方 法		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
		第	回	年	月	日	円
猶予を受けようとする理由							

添付書類

支払の猶予を必要とする理由を証明する書類

様式第9号(第32条関係)

収入印紙
はり付け
欄

(表面)

融資機関貸付金借用証書

1 借受条件等

	貸付決定日	年	月	日
	貸付決定番号	第		号
借 受 金 額	円			
資 金 の 使 途				
利 率	無利子			
最 終 償 還 期 日	年	月	日	
備 考				

2 償還計画

	償 還 期 日	償 還 金 額	残 高	備 考
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	
第 回	年 月 日	円	円	

本日上記のとおり融資機関貸付金を借用しました。ついては、鳥取県農業改良資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は償還期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

職 氏 名 様

主たる事務所
の所在地
借受者 名称
代表者の氏名 ㊟

添付書類

- 1 農業改良資金の貸付けを受けた者に交付した当該貸付けに係る決定の通知書の写し
- 2 農業改良資金の貸付けを受けた者から提出された当該農業改良資金の償還に関する計画書の写し

(裏面)
特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。注:融資機関)は、鳥取県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を_____ (以下「丙」という。)に対し、次に掲げる条件で転貸する。

- (1) 利率 _____
- (2) 償還期間 _____
- (3) 据置期間 _____
- (4) 償還方法 _____
- (5) 償還期日 _____

(一時償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が融資機関貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が融資機関貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金の借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れの際、又は借入後の借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は精算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) 乙が鳥取県農業改良資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認められたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

(転貸債権の一時償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の一時償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求できる場合には、丙に一時償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は、次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) 丙が離農しようとする場合
- (2) この借入金の転借により改良、造成、復旧又は取得された施設(土地を含む)が他に譲渡若しくは転用又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (3) 乙の住所、名称、資本金、代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (4) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (5) 上記の他、乙丙間の特約に基づき丙より報告をうけた場合
- (6) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、丙が農業改良資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したことを理由として甲から一時償還の請求をされた場合には、当該一時償還に係る金額につき年12.25パーセントの割合をもって貸付けの日から支払期日までの日数により計算した違約金を甲に支払う。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(転貸債権の質入)

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(合意管轄)

第11条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき鳥取県を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第10号(第33条関係)

(表面)

融資機関貸付金貸付事業内容変更承認申請書

職 氏 名 様

貸付事業の内容の変更の承認を受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第33条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

主たる事務所
申請者 の所在地
名称
代表者の氏名

㊟

記

貸 付 決 定 日	年 月 日
貸 付 決 定 番 号	第 号
変 更 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
	変 更 理 由
償 還 計 画 の 変 更 の 内 容	裏面に記載のとおり

添付書類

変更をしようとする理由を証明する書類

様式第11号 (第34条関係)

融資機関貸付金貸付事業中止等承認申請書

職 氏 名 様

貸付事業の中止(廃止)の承認を受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第34条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

主たる事務所
 申 請 者 の所在地
 名称
 代表者の氏名 ㊟

記

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
中止等予定年月日		年 月 日
中止等の理由		
事業進ちょく状況		
中止等をした後の措置		

添付書類

中止等をしようとする理由を証明する書類

様式第12号 (第36条関係)

融資機関貸付金対象事業完了報告書

職 氏 名 様

対象事業が完了したので、鳥取県農業改良資金貸付規則第36条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

主たる事務所
報告者 の所在地
名称
代表者の氏名 ㊟

記

1 融資機関貸付金借受状況

貸付決定日	貸付決定番号	借受年月日	借受金額
年 月 日	第 号	年 月 日	円

2 対象事業の実施状況
別添のとおり

添付書類

農業改良資金の貸付けを受けた者から提出された対象事業の完了報告書の写し

